

国会図書館からのデジタル化資料（電子アーカイブ）の送信について

（前回までの議論を踏まえた整理メモ）

1. 送信サービスの実施について

送信サービスの実施については、以下の3点について、おおむね意見の一致が見られた。

- ① 国民の「知のアクセス」を確保するため、国会図書館が保有する知の集積（電子アーカイブ）を利活用することが重要であり、その利活用の在り方としては、「電子アーカイブ」のデータを一定の条件下により送信することにより、広く国民が電子アーカイブを利用できるように環境を整えること
- ② 送信サービスの実施にあたっては、電子出版市場に対してその形成、発展を阻害しないことや、権利者、出版者の利益を不当に害さないことに留意をして行うこと
- ③ ①で示された利活用促進の重要性に鑑み、将来のあるべき姿（検索サービスも含め）を十分に見据えた上で、関係者の合意を踏まえ、可能な範囲から早急にサービスを実施するなど戦略的な取組が重要であること

2. 国会図書館からの送信サービスの具体的な在り方について

送信サービスの具体的な在り方について、送信範囲等において異なる以下の2つのパターンが示された。

（1）国会図書館から地域の公立図書館、大学図書館等まで送信を行う。

① 提案の概要

- ア 公共サービスが介入するサービス範囲は抑制的であるべき。（抑制的なサービスであれば、権利制限の導入もありうるのではないか）
- イ 地域の公立図書館等における送信されたデータの利用方法については、閲覧のみとし、
 - ・プリントアウトを認めない。
 - ・1つの出版物に対する複数者の同時閲覧は認めない。など一定の制限を課すことが適当である。
- ウ 制限されたサービスであっても、学術出版等の分野で送信サービスに前向きな権利者がいること等を考慮すれば、関係者が合意しやすい範囲から送信サービスを行うべき。

- エ 基本的な考え方としては、相当期間重版されていないなど、市場における入手が困難な出版物等の提供が実現されるべき。
- オ 地域の公立図書館等で出版物を閲覧できることは、当該出版物や関係する内容を持つ出版物等の購入意欲を喚起することにつながる。
- カ プリントアウトや1つの出版物に対する同時閲覧を制限するのであれば、権利者、出版者の利益を不当に害することは少なく、無償供与が適当ではないか。
- キ 利用許諾を得たとしても、電子出版市場との競合関係等の問題が生じた場合には、いつでも利用許諾を撤回することが可能となるようにするべき。(仮に、権利制限がなされた場合においても、オプトアウト方式を導入するべき。)

② 提案に対する意見等

- ア 過去の出版物については、権利者の所在が不明確な場合が多い。このため、不明権利者の検索も行い得る集中的な管理機構を整備し、権利を一括して管理し、許諾を出すということが必要ではないか。
- イ 公的機関等の調査研究報告書のような広く一般的に活用されるべきものを優先的に対象とするべき。
- ウ 1つの出版物に対する同時閲覧を制限するのではなく、仮に有料であっても、複数者による同時閲覧を認めたほうがいいのではないか。
- エ 地域の公立図書館等までデータが送信されることにより、国民が当該図書館から様々な情報を得ることが可能となり、国民の「知のアクセス」の向上、情報の地域間格差の解消が見込まれる。
- オ プリントアウト等について制限をすることにより利便性の観点からは十分ではない部分が残るものの、権利者、出版者の利益を不当に害する可能性は低く、関係者間の協議がすみやかに整い、早期のサービスの提供が実現する可能性は高い。
- カ 利用者は対価を払う必要がなくとも、国会図書館からの送信サービスの受け手でもある公立図書館については、何らかの負担を負うことが適当である。
- キ サービスの実施にあたっては、障害者等に対するアクセシビリティにも留意することが重要。

(2) 国会図書館から各家庭等の端末まで送信を行う。

① 提案の概要

- ア 送信サービスについては、国民全てが便利に利用できることが重要であり、サービスの内容を抑制的にする必要はない。
- イ 権利者と出版者が相談の上、許諾条件を取り決め、当該条件に基づき、各家庭等の端末に対して有料で送信を行うべき。
- ウ 具体的な使用料の額はともかくとして、サービスの対価として一定程度の料金を徴収し、それを権利者、出版者に適切に分配することが重要である。
- エ 料金の徴収、分配を円滑に実施するため、権利者と出版者とが協力して集中的な権利処理機構を作ることが重要である。

② 提案に対する意見等

- ア 提案されたサービスが、国会図書館が実施するべきサービスとして適切であるのかどうかについて検討が必要である。
- イ 送信サービスの実施にあたっては、電子出版市場との競合関係をどのように調整するべきかが課題である。
- ウ サービスの実施にあたっては、利用方法や適切な対価の還元の仕方など解決すべき課題が多く、関係者間において長期間にわたる協議を行う必要があると思われ、その実施までに時間がかかることが懸念される。
- エ サービスの実施にあたっては、障害者等に対するアクセシビリティにも留意することが重要。

(以上)